

令和8年度（2026年度）廃ペットボトル売買等仕様書（単価契約）

1 目的

この仕様書は、廃ペットボトルを高品質ペットボトル用樹脂に資源化し、ペットボトル製造業者に売渡すことにより再商品化する業務について、必要な事項を定めるものである。

2 契約の基本事項

(1) 契約方法

キログラム単位による単価契約とする。

(2) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和8年（2026年）9月30日まで

3 引渡品目の内容

(1) 引渡品

引渡品は、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第11項で定める指定表示製品として指定されているポリエチレンテレフタレート製容器とする。

(2) 寸法

PP又はPETバンドを用いて概ね1,000mm×1,000mm×1,000mmに梱包されたものとする。

(3) 重量

ボール（梱包されたもの）1個の重量は、180～230キログラムとする。

(4) 品質

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令に定める基準に適合するものとし、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める、PETボトル分別基準適合物（ボール品）の品質ランク区分及び配点基準において、すべての項目でBランク以上を獲得できる品質にするよう処理されたものとする。

4 売渡予定重量

323,141キログラム。なお、予定であり、引渡重量を保証するものではない。

5 引渡方法

次のとおり延滞なく引き取ること。なお、引渡にかかる諸経費は、買受者の負担とする。ただし、(3)に記載されるボールクランプ車にかかる費用について

ては、その限りでない。

(1) 引渡場所

鎌倉市手広六丁目2番5号 株式会社 テクノ・トランス

(2) 引渡日及び引渡時間

月曜日から金曜日とし、売渡者及び前項事業者と事前に協議の上、決定する。

(3) 積込作業

積込作業は、買受者が行うものとする。ただし、積込作業に必要となる、引渡場所のバールクランプ車を使用することは認める。

(4) 引渡に用いる運搬車両

トレーラーを除く大型車両以下とする。

(5) 計量

ア 計量方法

引渡品の計量には、買受者の施設の台貫を用いることとする。引渡品積載時の車両重量と荷降ろし後の車両重量の2回検量を行い、その差の重量を引渡重量とする。

イ 検量することが困難な場合

引渡品の搬送時にパレットを使用し、実際の引渡品の重量を検量することが困難な場合は、パレット重量及び検量方法を事前に協議し決定する。

(6) その他

引渡場所で保管するバールの残量が20個以下の場合は、その次の収集日以降に処理された廃ペットボトルと併せて引き渡すことができる。

6 再商品化について

買受者は、廃ペットボトルをペットボトルの原料となる高品質ペットボトル用樹脂に再商品化するものとし、その樹脂をペットボトル製造業者に引き渡すことにより再商品化するものとする。

7 安全確保

(1) 買受者は、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分配慮すること。

(2) 搬送業務中に車両事故等があった場合には、買受者が全責任を持って誠実に対応し解決を図るものとし、売渡者に対しその結果を速やかに報告すること。

(3) 業務の履行に当たっては、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」などを考慮し、安全対策を講じる

こと。

8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、売渡者及び買受者協議の上、これを定める。